

長 建 協 発 第 5 3 4 号
平成 2 6 年 2 月 1 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

公共工事の円滑な施工確保について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 5 年 1 2 月 5 日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」では、「建設産業の現場の人手不足感が高まる中で、地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約・地域企業の活用に配慮しつつ、発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用、地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払い、入札契約手続きの効率化等の徹底、資金調達の円滑化等により、万全を期する」こととされています。

国においては、本経済対策の内容に沿って今後の予算を執行することとしていますが、各地方公共団体においても、本経済対策の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」で要請された内容を踏まえ、平成 2 5 年度補正予算も含めた今後の公共工事の円滑な施工について、国土交通省・総務省連名で、各都道府県等へ要請した旨連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。